

工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、工事請負契約書別添の盛岡市社会福祉事業団工事請負契約約款（以下「約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び工事請負契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(約款の規定に基づき提出する書類の様式)

第2条 受注者が、約款の規定に基づき発注者に提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について（平成19年3月1日付け18盛契第137号財政部長通知）に定める様式を準用し、「市長」を「社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団理事長」に改めた様式（以下「様式」という。）によるものとする。ただし、当該財政部長通知に定めのないものについては、監督員の指示する様式によるものとする。

(下請負人の制限)

第3条 受注者は当該工事が一般競争入札により契約を締結した工事の場合は入札参加資格の確認を受けた者、又は指名競争入札により契約を締結した工事の場合は入札参加者として指名を受けた者に下請負をさせてはならない。

(下請負代金額の制限)

第4条 受注者は一者と下請負代金額（下請負契約を複数回締結した場合はその総額）が請負代金額（変更契約を締結したものについては変更後の請負代金額）の2分の1を超える下請負契約を締結してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者と協議し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(下請負届)

第5条 受注者は、請負工事の施工に関し下請契約（当該下請契約の変更契約を含む。以下同じ。）を締結したときは、下請負の形態の如何を問わず、当該下請契約を締結した日から7日以内に下請負届（様式第4号）を発注者に提出するものとする。ただし、軽微な工事で監督員が下請負届の提出を不要と認めたものについては、この限りでない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第6条 約款第10条第1項の規定により工事現場に設置される者は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に規定する者（第1号を除く。）で次に定めるものとする。

- (1) 現場代理人 受注者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者（受注者が個人である場合の本人、法人である場合のその役員を含む。以下「常時雇用者」という。）で、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者として配置されていないもの
- (2) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。） 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていないもの。ただし、同項の規定による専任の主任技術者等として配置される場合にあつては、常時雇用者で他の工事の現場代理人、主任技術者等又は専門技術者として配置されていないもの
- (3) 専門技術者 常時雇用者で他の工事の常駐の現場代理人又は法第26条第3項の規定による専任の主任技術者等として配置されていないもの

2 当該工事が随意契約により契約を締結した工事で建設業法施行令（昭和31年建設省令第273号）第27条第2項の規定に該当するものであるときその他発注者が特に認めたときは、前項の規定によらないことができるものとする。

3 主任技術者等又は専門技術者は、一般競争入札又は指名競争入札を行った工事で当該入札の公告において一定の施工実績又は資格を求めたものについては、当該施工実績又は資格を有する者でなければならない。

(現場代理人等の通知)

第7条 約款第10条第1項の規定による通知について設計図書に特段の定めがないときは、受注者は契約を締結した日（変更にあつては、当該変更をした日）から7日以内に、当該通知を発注者に対し行うものとする。

(前金払)

第8条 約款第34条の前払金の支払いは、公共工事の経費の前金払について（平成20年6月19日付け20盛契第50号各課等の長あて財政部長通知）に定めるところを準用するものとする。

(債権譲渡による中間前金払及び部分払の制限)

第9条 発注者が、地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾について（平成21年3月25日付け20盛契第179号各課等の長あて財政部長通知）を準用し、債権譲渡を承諾した以後において、受注者及び当該部長通知第1の6に定める債権譲渡先は、約款第34条に規定する中間前払金及び約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。